副本

平成25年(ワ)第46号,同第220号,平成26年(ワ)第224号 損害賠償請求事件

原 告 武田悦子 ほか1573名

被告国ほか1名

第16準備書面

平成29年4月26日

福島地方裁判所いわき支部 御中

被告国訴訟代理人弁護士被告国指定代理人

樋 渡 利 美

新谷貴昭

村橋 摩世

大 友 亮 介(

桐谷 康

梶 谷 健二郎

後 藤 寿 行

小木曽 貴 子

柏 﨑 友紀江

避 谷 正 樹

筒 井 督 雄

吉 野 弘 子

小野寺 貞夫

Ħ 朋 山以史第 村 泉 利 夫力 月久幸(上 — 井 野崎佳之(井 直 酒 羽 生 真 辺 俊 渡 川着敏賞 石 · /\ 林 勝派 橋 正 史 亦 川 哲 兵(警 田龍、夫 武 博 史 / 张 中 田 矢 野 前 田 后 之 Щ 則 内 世良田

広

豐

小 祐 7 布 泮 史 田 足 立 恭 Л 荒 郎 忠 大 止 博 士際 小 雅 順 田 Ż 木 代章 晃 囲 安 拓 大 常 周 住 田 白 規 宗 生活 服 翔 部 菊 弘

雄太(震) 周平点 田 口 越貴紀常 水 正也影 福 島 治彦 村 西 神 谷 洋 浜 島直子 一隆原 部 原雅乃為 山春香 味 俊太郎 五 友里惠 🖟

第5	まとめ ―――	·		6
第4 ——	原告らによる③	「除染の進捗が不十分である」	旨の主張に理由がないこと	, -5
第3 	原告らによる②	「除染の基準が不十分である」	旨の主張に理由がないこと	-3
第2 ——	原告らによる①	「除染の方法が不十分である」	冒の主張に理由がないこと	-2
第1	はじめに ――			-1

被告国は、本準備書面において、原告ら準備書面(42)において主張するいわき市の除染状況に関して反論する。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例に よる。

第1 はじめに

原告らは、いわき市における除染の進捗状況に関する被告東電の主張に対し、「国や行政の進める除染政策に基づく除染は、十分な効果を上げることができない状態であり、また、行政の除染計画に従った除染の実施も遅れている状況にある。(中略)原告らにとっては、除染は期待外れのものとなっており、本件原発事故による追加被ばくのおそれがあり、これが日々放射線被ばくの不安に苛まれる原因にもなっている。」(原告ら準備書面(42)第1・2ページ)などと主張しており、その論拠として、「本件原発事故における除染政策では、放射能に汚染された土壌を除染する最も一般的な方法として、汚染の著しい表土と汚染の比較的少ない下層の土を入れ替えることが頻繁に行われているが、(中略)上に盛った土が雨などで流出すると、汚染土が現れて遮へいされなくなる可能性がある。」(同第2の2・3ページ)、「土の入れ替えでは、根本的に土壌汚染は解消されないので、家庭菜園などの農作物への放射性物質の移行、地下水への浸透、子どもの土遊びへの影響という危険性を払拭することはできない。」(同ページ)などと述べ、①「除染の方法が不十分である」旨を主張している。

また、原告らは、上記主張に関連し、「放射能に汚染された地域では除染後の建物の遮へい効果は期待できないのが実情である。」、「屋外を年間 0.23 マイクロシーベルト(ママ)以下に除染しても、年間追加被ばく線量は 1ミリシーベルト以下に抑える効果は期待できない。」(同第 3 の 1 (1)・1 2 ペー

ジ)などと主張していることから、②「除染の基準が不十分である」旨述べるほか、「道路の除染の進捗状況については、わずか13.6%程度に止まっている。」、「道路の除染の進捗状況が極端に遅い原因は、道路については除去土壌の現場保管ができず、仮置場確保にも難航しているためである。」(同第3の1(2)・12、13ページ)、「仮置場の設置が進まず、原告ら本件原発事故の被害者が住宅等の敷地等から出た除去土壌等の現場保管を余儀なくされている状況である。」(同第3の2(2)・14ページ)などと主張していることから③「除染の進捗が不十分である」旨も述べているものと思われる。

しかしながら,以下に述べるとおり,原告らの上記主張はいずれも理由がない。

第2 原告らによる①「除染の方法が不十分である」旨の主張に理由がないこと

1 原告らは、上記①の主張の中で、除染の「最も一般的な方法として、汚染の著しい表土と汚染の比較的少ない下層の土を入れ替えることが頻繁に行われている」などと主張しているところ、そもそも原告らがいう「最も一般的な方法」というのがどのような根拠に基づいた主張か判然としない。これをおくとしても、いわき市が策定する「いわき市除染実施計画 第4版」(乙C第38号証)では、土に対する除染方法として、その対象毎に「住宅・宅地表土除去及び客土」、「保育施設、教育施設、公園等、公共施設、商業施設、事業所 表土除去及び客土」、「農地(田畑(共通事項))その他農地への措置(施肥、有機質資材、土壌改良材等の散布)」、「農地(田畑(事故後耕作されていない農地に限る。)表土除去及び客土、水による土壌攪拌・除去又は反転耕・深耕」(同号証14ページ)と定められているのであって、いわき市においては、住宅・宅地等多くの対象において、表土と下層の土を入れ替えるような方法ではなく、表土除去の方法がとられている。

したがって、原告らの上記主張はそもそもの前提に誤りがある。

2 また、原告らは、除染の方法としての反転耕について、「土の入れ替えでは、 根本的に土壌汚染は解消されないので、家庭菜園などの農作物への放射性物質の移行、地下水への浸透、子どもの土遊びへの影響という危険性を払拭することはできない。」などとも主張しているが、いわき市が実施している上記除染方法は科学的に放射線量率の低減効果が認められているものであるし(内A第151号証及び丙A第152号証)、移動しやすいとされる水溶態の放射性セシウムであっても、土壌中では土壌に吸着され、その移動はごくわずかであることが確認されている(丙A第153号証10ページ)。

そして、このことは、いわき市が実施する飲料用井戸水等の放射性物質検査においても、平成29年2月末現在までに検査した2046件すべてで検出下限値(放射性ヨウ素、放射性セシウム 共に2.0Bq/kg)未満であり、飲料用等井戸水への放射性物質の移行、浸透が確認されていないことからも裏付けられているところである(丙A第154号証)。

したがって、土中から農作物や地下水への浸透等による放射性物質の移行に 関する原告らの主張は科学的根拠を欠く。

- 3 このように除染の方法を論難する原告らの主張は、いずれも前提に誤りがあるか科学的な根拠を欠くものである。
- 第3 原告らによる②「除染の基準が不十分である」旨の主張に理由がないこと
 - 1 原告らは、上記②の主張に関連して、「放射能に汚染された地域では除染後の建物の遮へい効果は期待できないのが実情である。」、「屋外を年間 0.23 マイクロシーベルト (ママ)以下に除染しても、年間追加被ばく線量は 1ミリシーベルト以下に抑える効果は期待できない。」などと主張しており、木造家屋における遮へい効果(低減係数 0.4)を前提にした基準が誤っている旨を述べている。

しかしながら、原告らが上記主張の論拠としているのは、必ずしも専門的知

見による調査である根拠もなく、田村市や川内村、楢葉町のわずか数軒の家屋を調べた結果によるものであり、何ら科学的な正確性も担保されていない 記事を前提にした主張である時点で失当である。

2 原告らが、上記のように科学的な正確性が担保されていない新聞報道のみを前提に不安感を主張していること自体、原告らがいう不安感が漠然とした主観的なもので客観性を欠くことの証左というべきである。なお、念のため反論すると、屋内の遮へい効果については、屋外除染後において、木造二階建て家屋において除染前で73パーセント、除染後で76パーセントの遮へい効果が確認されているほか(丙A第155号証16ページ参照)、東北大学の研究者らが、平成26年12月に発表した調査研究結果*1においても、木造家屋の低減係数分布は従前の想定に比べてより広い幅になるものの中央値では0.43となっており、家屋の特性による不確定さはあるが遮へい効果それ自体は十分な実証がされているものと評価できる。

また、原告らは、前記のとおり、「屋外を年間 0. 23マイクロシーベルト (ママ)以下に除染しても、年間追加被ばく線量は 1ミリシーベルト以下に抑える効果は期待できない。」などとして、建物の遮へい効果が期待できない以上、屋外の空間線量が十分に下げられない限り、個人の外部被ばく線量を下げることができないかのように主張しているが、かかる主張についても、平成 28年12月に紹介された福島県立医科大学の研究者らによる調査研究結果では、個人の外部被ばく線量は、空間線量の約 0. 15倍になるとされており*2、屋外の空間線量以上に個人の外部被ばく線量が低いものになることは明らかであるといえる。

^{*1} 平成24年度から3年間,福島件飯舘村や南相馬市小高区などの木造家屋69軒を対象に行ったもの(http://www.pharm.tohoku.ac.jp/info/141222/141222.shtml)

^{*2} http://www.fmu-rdmc.jp/news.html?id=57

第4 原告らによる③「除染の進捗が不十分である」旨の主張に理由がないこと

- 1 原告らは、上記③の主張に関連し、「道路の除染の進捗状況については、わずか13.6%程度に止まっている。」、「道路の除染の進捗状況が極端に遅い原因は、道路については除去土壌の現場保管ができず、仮置場確保にも難航しているためである。」、「仮置場の設置が進まず、原告ら本件原発事故の被害者が住宅等の敷地等から出た除去土壌等の現場保管を余儀なくされている状況である。」などとして、いわき市内の道路の除染の進捗が不十分であり、除去土壌の輸送も進んでいないかのような主張をしている。
- 2 しかしながら、原告らが指摘しているデータは平成28年6月末当時のものであり*3、平成29年2月末時点における道路の除染の進捗率は93.8パーセントになっているほか(丙A第156号証別紙1-2の「36いわき市」の道路の欄)、現実には道路の大半は除染作業を要せず、調査のみで足りる線量であることからすると*4、原告らの道路の除染の進捗率に関する主張は、一定時点の限定的な事情を殊更に取り上げているものである。

また、除去土壌の輸送についても、いわき市では平成28年12月末時点で

^{*3} http://josen.env.go.jp/zone/details/fukushima_iwaki.html

^{*4} 平成28年6月時点の実績数479、5キロメートルに対し、除染実施数は156.2キロメートル、調査にて終了した数は323.3キロメートルであり、11月末時点では実績数2679、5キロメートルに対し、除染実施数は146.2キロメートル、調査にて終了した数は2533、3キロメートル、平成29年2月末時点では実績数3887、1キロメートルに対し、除染実施数は146.6キロメートル、調査にて終了した数は3740、5キロメートルである。なお、平成28年6月時点から同年11月時点では除染実施数が減少しているが、これはいわき市から福島県に報告が行われる前の集計段階で誤りがあったものと思われ、現在発表されている数値が正しい。

39か所の仮置場が設置されており、住宅・事業所等における現場保管は862か所となっていたが、現場保管されている除去土壌等については、いわき市において順次仮置場への集約が実施されているところである(丙A第157号証別紙3-2の「36いわき市」の仮置場及び現場保管の欄及び丙A第158号証)。

なお、原告らは、現場保管に関して、「いくつかの保管方法が環境省のガイドラインで示されているが、その内容は放射性物質の取扱いとしては驚くほど簡易であり、十分な期間の保管に耐えられるのか、極めて疑問である。」などとも主張しているが、いわき市においては、現場保管箇所においてシートの破れ等の支障が生じた際は、住民等から通報を受け、対応するという体制を設けており、仮置場等への搬出までの間、除去土壌等は適正に管理されているといえる。

第5 まとめ

以上のとおり、いわき市を含め除染は適切な方法、基準により着実に進捗 しており、原告らの上記①ないし③の主張はいずれも理由がない。

原告らは、「本件原発事故から5年以上が経過した現在においても、日常的に放射線被ばくの危険に晒されて」いる旨主張しているが、かかる主張は、前記第2の2で述べたいわき市が実施した飲用井戸水等の放射性物質検査や前記第3の2で述べた除染モデル実証事業報告(丙A第155号証16ページ)、いわき市が平成23年11月から3か月間、同市の保育所・幼稚園児、小学生、中学生等31、235人を対象に行った外部被ばく線量の測定結果(バッジ式線量計による外部被ばく線量の平均値が3か月間で0、11ミリシーベルト(年間被ばく線量換算で0、44ミリシーベルト)。丙A第159号証)や同市内の小中学校に在学する児童・生徒等に対して実施した車載式ホールボディカウンターによる検査結果(平成28年4月1日から同年8月

31日までの検査結果として、受検者 5、433人全員の預託実効線量が 1 m S v 未満であった。丙A第160号証)を無視ないし看過するもので、科学的な根拠を欠き失当である。